

一部請求の表明及び不足分の請求権を留保することの表明

私は、平成24年12月、東京電力株式会社（以下、「貴社」という。）より2回目の「自主的避難等に係る賠償金ご請求書」（以下「今回の請求書」という。）の送付を受け、同封の請求書により、当世帯の代表請求者として、貴社に対し、貴社の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故（以下、「本件原発事故」という。）による損害賠償の一部を請求する者です。

貴社は、今回の請求書に同封して配布した「賠償ご請求書 解説と記入例」の中で、いわゆる「自主的避難対象地域」内に滞在した者にとっては同区域内での生活費の増加費用、同区域から避難した者にとっては生活費等の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用等について、貴社が平成24年3月に送付した1回目の請求書による賠償額に追加して1人4万円を支払うとしています。

しかし、これは、本件原発事故によって生じた損害の賠償としては、低過ぎます。また、貴社は、同区域内の滞在者及び同区域からの避難者のうち、18歳未満の子どもと妊婦については平成24年1月1日から平成24年8月31日までの間に生じた精神的損害に対する慰謝料として1人8万円を支払うとしています。これも本件原発事故の賠償額として低過ぎるばかりでなく、賠償対象期間を平成24年8月末までとする点や、対象者を子ども・妊婦にのみ限定している点なども、承服することはできません。同区域内の避難者も、滞在者も、いずれも生活は深刻であり、現在も依然として本件原発事故による損害の発生が継続しています。

したがって、私は、今回の請求書による請求は、本件原発事故によって生じた損害に関し、特定の費目または期間に対応する損害のごく一部分の賠償を請求するものであることを表明し、今回の請求書による請求内容と同一の費目若しくは期間又は他の費目若しくは期間について生じた損害について後日追加の賠償請求をさせていただく権利を留保致します。

なお、貴社の今回の請求書には「自主的避難に係る賠償について、代表者は本請求書の内容をもって合意することを了承し、東京電力は本請求書の内容を確認できた場合にはこれに合意のうえ、当該金額を代表者が指定した口座へ振り込むこと」との条項が新たに盛り込まれていましたが、上記の一部請求及び請求権留保の趣旨を明確にするため、この条項は本請求に際して削除させていただき、単に今回の請求書に係る請求金額を私の指定する口座に振り込むよう求めます。

以上、貴社にご通知致しますので、ご了解の上、本件一部請求に応じるよう求めます。

代表請求者
(本件事故時の住所)

(避難先)

(氏名)